

第8回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための
体制等の整備に関する事項
業務の適正を確保するための
体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://gamewith.co.jp/ir>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区 分		第 5 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年1月18日	2019年1月9日
新 株 予 約 権 の 数		5,400個	3,000個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 540,000株 (注) 4, 5 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 300,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 16,000円 (注) 3, 4 (1株当たり 160円)	新株予約権1個当たり 122,300円 (1株当たり 1,223円)
権 利 行 使 期 間		2019年1月19日から 2026年11月9日まで	2022年1月25日から 2025年1月24日まで
行 使 の 条 件		(注) 1, 3	(注) 2, 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 第5回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役、執行役員、監査役または使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- (3) 当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。
- (4) 新株予約権者が当社の懲戒規定に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には権利行使ができない。

- (5) 新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、金1,200万円を超えてはならない。
- (6) 当社につき支配権移転事由を生じさせる取引を行うことを決定した場合、（1）乃至（5）にかかわらず、新株予約権者は、その保有するすべての新株予約権につきこれを行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、（i）一または一連の取引による他の事業体による当社の買収（合併、会社分割、株式移転、株式譲渡、その他の手法による組織再編を含むが、株主構成を維持したまま行われる取引を含まない。）であって、当社の当該取引の直前における株主が、当該取引の直後において、存続会社又は買収主体の議決権の過半数を保有していない場合（ただし、主として資金調達を目的として当社が株式を発行する場合は支配権移転事由に該当しない。）、または（ii）当社の全部もしくは実質的に全部の資産もしくは事業の譲渡をいう。
- (7) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

2. 第7回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の開始日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値（当日を含む直前21取引日の終値平均値）が、以下に掲げる各金額を一度でも上回っている場合に限り、当該各金額に対応した本新株予約権の個数を行使することができる。なお、本項の判定に用いられる各金額は、本新株予約権の割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、3. と同様の調整を行うものとする。
 - A 3,000円：新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%
 - B 6,000円：新株予約権者が割当てられた本新株予約権の100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権者が当社の懲戒規定に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には権利行使ができない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 2017年3月15日開催の取締役会により、2017年4月1日付で1株を50株の割合で株式分割を行っております。これにより、第5回新株予約権の「目的となる株式の数」及び「行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
5. 2018年1月10日開催の取締役会により、2018年2月1日付で1株を2株の割合で株式分割を行っております。これにより、第5回新株予約権の「目的となる株式の数」及び「行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の体制を整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社の「内部統制システムに関する基本方針」において、法令及び定款、社内規程の遵守を基本的な行動規範として定めており、全社にポータルサイトを通じて周知・徹底しております。
 - ②代表取締役社長直轄の内部監査室が内部監査を実施し、当該結果を代表取締役社長に適宜報告します。
 - ③コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあっております。
 - ④コンプライアンスに関する教育・研修を定期開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
 - ⑤「公益通報者保護規程」を制定し、内部通報制度を整備・運用しております。
 - ⑥反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する方針です。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に定められた期間の保存・管理を行うものとしております。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。
 - ②「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。
 - ③個人情報につきましては「個人情報等管理規程」に基づき、厳重に管理しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。
 - ②コンプライアンス委員会にて、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
 - ③危機発生時には対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は、事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて実施すべき具体的な目標及び施策を定めるものとしております。当該計画の達成に向けて、月次で予算管理を行い、計画の進捗状況を評価する主要な指標については、経営会議にて情報共有を行っております。
 - ②「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務、権限並びに責任の明確化を図っております。
- (5) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
- 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築及び継続的な運用を行います。また、評価の結果、不備があれば適宜是正措置を講じることで財務報告の信頼性を確保しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせております。
 - ②監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとしております。
 - ③当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとしております。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役及び使用人は、法令及び定款違反並びに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役は、内部監査を担当する内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、監査の実効性確保を図っております。
 - ②監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、取締役会及び使用人から職務執行状況の報告を求められます。
 - ③取締役会及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することになっております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、法務・渉外部を主管部署とし、毅然とした態度で臨むとともに、必要に応じて外部専門機関との連携を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況につき、内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は使用人に対し、必要なコンプライアンスについて、社内研修による教育等を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「公益通報者保護規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

(4) 内部監査

内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	543,385	542,384	2,467,050	△200,073	3,352,746
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	6,240	6,240			12,480
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△217,569		△217,569
自己株式の取得				△34	△34
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	6,240	6,240	△217,569	△34	△205,123
当連結会計年度末残高	549,625	548,624	2,249,481	△200,107	3,147,623

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,935	△1,935	2,788	3,353,599
当連結会計年度変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				12,480
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△217,569
自己株式の取得				△34
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	2,380	2,380	215	2,792
当連結会計年度変動額合計	2,380	2,380	215	△202,526
当連結会計年度末残高	445	445	3,004	3,151,072

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社アットウィキ

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算日を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～6年

工具、器具及び備品 3年～15年

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ④ 重要な引当金の計上基準
- a. 貸倒引当金 売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - b. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却 20年以内のその効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却することとしております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- 繰延税金資産 117,712千円

(2) 連結計算書類の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、連結貸借対照表上の資産・負債の計上額と課税所得の計算上の資産・負債との一時差異に関して法定実効税率を用いて繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。また、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際しては、将来の課税所得の発生時期及び金額を検討し、合理的に見積っております。

- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
課税所得の見積りは翌連結会計年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該中期経営計画等の主要な仮定は当社メディア上のネットワーク広告におけるページビュー数及び広告単価の予測、タイアップ広告の受注金額の予測となります。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
主要な仮定である将来のページビュー数、広告単価や受注金額は経済状況及び市場環境の影響を受けることから、実際の業績は計画と乖離する可能性があり、将来の課税所得が予想を下回った場合は、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 94,231千円
※当該のれんは連結子会社である株式会社アットウィキによる事業譲受により発生したものであります。
- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
のれんは取得による企業結合において支配獲得時以後の事業展開によって期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。また、各四半期末において未償却残高について減損の兆候が発生していないか否かの検討を行い、回収可能と認められる部分のみ資産計上しております。
- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
減損の判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りは、子会社の業績や事業計画を基礎としその期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率をもとに算定しております。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した貸倒引当金

売掛金

122千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 移転補償金

当社の事業所移転に伴う受取補償金であります。

(2) 事業所閉鎖損失

当社グループは、一部オフィスの移転や事業所閉鎖に伴い、事業所閉鎖損失を計上しております。

① 事業所閉鎖損失の内訳

事業所閉鎖損失

100,635千円

減損損失

19,447千円

合 計

120,083千円

② 減損損失の内容

a. 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：千円)

場 所	用 途	種 類	金 額
東京都港区	事業用資産	建物等	10,947
東京都渋谷区	事業用資産	建物	8,500
合 計			19,447

b. グルーピングの方法

当社グループは、減損会計の適用に当たり、事業単位を基礎とした管理会計の区分に従って資産をグルーピングしております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、それぞれを独立した単位としております。

c. 減損損失の計上に至った経緯

一部オフィスの移転や事業所閉鎖の意思決定に伴い遊休資産となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を事業所閉鎖損失として計上いたしました。

d. 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により算定しており、零として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 当期増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	18,217,900	78,000	—	18,295,900

(注) 増加数の内訳は次のとおりです。

新株予約権の行使 78,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 175,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達は資金使途・目的に応じて金融市場環境や金利動向等を総合的に勘案し、その時点で最適と思われる調達方法を検討することとしております。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に株式及び組合等出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、手元資金を厚くすることを目的として調達したものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、財務経理部にて取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

b. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

長期借入金のうち、固定金利によるものについては、金利の変動リスクには晒されておられません。変動金利によるものについては、金利の変動リスクを回避するため金利の状況を把握し、継続的な見直しを行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	3,530,036	3,530,036	－
② 売掛金	384,067	384,067	－
③ 未収消費税等	81,872	81,872	－
④ 未収還付法人税等	161,850	161,850	－
資産計	4,157,828	4,157,828	－
① 買掛金	67,427	67,427	－
② 未払金	62,372	62,372	－
③ 未払法人税等	4,777	4,777	－
④ 長期借入金（※）	1,254,830	1,254,270	559
負債計	1,389,407	1,388,847	－

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- ① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収消費税等、④ 未収還付法人税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- ① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ④ 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度末 (2021年5月31日)
敷金	125,755
非上場株式	23,010
非上場新株予約権	25,000
組合出資金	97,286

(※) 敷金は償還予定が合理的に見積もることができないことから、また、非上場株式、非上場新株予約権及び組合出資金は市場価格がないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,530,036	—	—	—
売掛金	384,067	—	—	—
未収消費税等	81,872	—	—	—
未収還付法人税等	161,850	—	—	—
合計	4,157,828	—	—	—

(※) 敷金については、償還予定額が不明なため、記載しておりません。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	328,404	328,404	294,704	260,004	43,314	—

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	174円46銭
1株当たり当期純損失	△12円07銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	543,385	542,384	542,384	2,474,147	2,474,147	△200,073	3,359,843
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	6,240	6,240	6,240				12,480
当 期 純 損 失 (△)				△236,240	△236,240		△236,240
自 己 株 式 の 取 得						△34	△34
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	6,240	6,240	6,240	△236,240	△236,240	△34	△223,794
当 期 末 残 高	549,625	548,624	548,624	2,237,906	2,237,906	△200,107	3,136,048

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,935	△1,935	2,788	3,360,695
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				12,480
当 期 純 損 失 (△)				△236,240
自 己 株 式 の 取 得				△34
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,380	2,380	215	2,596
当 期 変 動 額 合 計	2,380	2,380	215	△221,198
当 期 末 残 高	445	445	3,004	3,139,497

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算日を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～6年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 69,840千円

(2) 計算書類の理解に資するその他の情報

連結注記表に記載のため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

売掛金 122千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 636千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 5,720千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 当期増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	251,191	44	—	251,235

(注) 増加数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取り 44株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業所税	1,194千円
賞与引当金	33,289 //
資産除去債務	12,093 //
投資有価証券評価損	11,339 //
繰越欠損金	25,206 //
その他	17,615 //
繰延税金資産小計	<u>100,740千円</u>
評価性引当額	<u>△20,844千円</u>
繰延税金資産合計	<u>79,896千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△9,833千円
その他	△221 //
繰延税金負債合計	<u>△10,055千円</u>
繰延税金資産純額	<u>69,840千円</u>

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	94,389千円
1年超	54,791 //
合計	<u>149,181千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社	インキュベイト ファンドLP投資 事業有限責任組 合	—	投資事業有限 責任組合への 出資	投資事業有限 責任組合への 出資	20,000	投資 有価証券	70,561

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当該投資事業有限責任組合は、当社取締役村田祐介を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合であり、投資事業有限責任組合契約に基づき出資をしております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	173円82銭
1株当たり当期純損失	△13円11銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。